

『前提条件の整理・確認』一覧表 ～Ver. 2～

参考資料-3

～第1回目で出された主な論点を踏まえて～

【概要と経緯を正しく理解する】	要点(キーワード)	概 要
<p>①はじまりの背景と経緯は？ (どういう経緯と目的ではじまったのか)</p>	<p>漁港が必要な理由 ／漁業者の要望</p>	<p>①港がないため1トン未満の小型船外機船が主力となるため、定置網漁業などの漁業活動に制約が生じている。 ②過重労働や安全性の問題、天候による出漁制限が生じている。(小型船外機船は砂浜から海へ出るため) ③海浜を利用しての漁業活動のため、台風等による漁業施設(浜小屋、漁具、漁船)への被害が生じており、その減災対策が課題となっている。</p>
	<p>陳情(漁業者、地域住民) 市議会</p>	<p>① 昭和28年7月:「坂ノ下防波堤設置に関する請願」 坂ノ下漁業協同組合 (採択) 要旨 ・坂ノ下の岸壁より防波堤を設置する。 ・これにより、坂ノ下海岸が自然と造成され、漁船の船曳場網干場及び加工場として利用出来る。 ・これによって由比ヶ浜海浜も広く利用でき、夏期海水浴客に対する事故を防止でき、産業観光の両面より請願する。(採択)</p> <p>② 昭和54年11月:「(仮称)鎌倉漁港建設促進についての陳情」 昭和56年9月:「(仮称)鎌倉漁港建設促進についての陳情」 昭和60年10月:「(仮称)鎌倉漁港建設促進についての陳情」 } 鎌倉漁業協同組合 要旨 ・鎌倉地区漁業者の漁業活動の省力化、効率化を図るため、その基地となる仮称鎌倉漁港を坂ノ下海岸地区に早期に建設してほしい。(継続審査)</p> <p>③ 平成21年2月:(仮称)鎌倉漁港の建設に向けた諸手続きの促進についての陳情」 鎌倉漁業協同組合 要旨 ・(仮称)鎌倉漁港の建設に向け、現在進められている諸手続きが今後も引き続き進められるとともに、中期実施計画で予定されている事業費が来年度以降も着実に計上、執行してほしい。(継続審査)</p> <p>④ 鎌倉漁港に関するワークショップの運営についての陳情:個人 要旨 ・ワークショップは、議事内容の適切性、公平性及び透明性等の確保について、十分な配慮が為された運営が行われることを要望。(不採択)</p>
	<p>鎌倉漁港対策協議会(第1次)</p>	<p>①昭和54年の陳情後から昭和62年にかけて、国の漁港整備計画に登載すべく県関係機関等と協議を重ねたが、採択されず事業化には至らなかった。 ②その後は、市民も交えた協議会を設置して協議を進めることとなり、鎌倉漁港対策協議会が設置された。</p>

【概要と経緯を正しく理解する】	要点(キーワード)	概 要
	長期化の理由	①昭和 28 年に請願が採択されたが、財政事情から事業化されなかった。 ②昭和 54 年の陳情後から昭和 62 年にかけて、国の漁港整備計画に登載すべく県関係機関等と協議を重ねたが、事業化には至らなかった。 ③昭和 63 年に協議会を設置して検討を行うこととなったが、途中、老朽化、狭隘化した腰越漁港改修整備事業が優先され、現在に至る。
②現在、何が、どの段階まで進んでいるのか？ （調査段階？計画段階？実施段階？）	計画の段階についての共通認識 今はどの段階なのか	<div style="text-align: center;"> 構想づくり ← 現在はこの前の段階 ↓ 基本構想（基本方針、将来目標、施設概要など） ↓ 基本計画（基礎調査や概略設計などを行い、構想をより具体的に示したもの） ↓ 基本設計（施設ごとの構造や施工方法を検討したもの） ↓ 事業採択（市が国・県に計画を提出し、事業の採択を受ける） ↓ 事業化（国・県の交付金等を活用し、事業実施する） </div>
③今後のスケジュールはどこまで決まっているのか？ （具体的な締切りや期限はあるのか？）	ワークショップ 事業化まで、事業開始後、漁港の完成後、	・平成 23 年中に 5 回、予備として 24 年 1 月に 1 回。 ①現行の第 3 次総合計画 第 2 期基本計画 中期実施計画（平成 21 年度から 25 年度まで）の事業工程では、平成 22 年度に基本構想策定、平成 24 年度末までに基本計画策定、25 年度末までに基本設計、となっている。それ以降のスケジュールは後期実施計画（平成 24 年度から 27 年度まで）策定の中で決定される。 ②行政内部での締切りや期限は、実施計画を達成していくことが目標となる。

【制約条件を検討する】	要点(キーワード)	概 要
④すでに決まっていることは何か？ (住民の合意があれば変更可能な事項はなにか)	鎌倉市総合計画 (昭和 55 年度～)	①第 3 次総合計画 第 2 期基本計画 中期実施計画 実施計画事業での位置付け：事業名「鎌倉地域の漁港建設」 現行の第 3 次総合計画 第 2 期基本計画 中期実施計画 (平成 21 年度から 25 年度まで) の事業工程では、平成 22 年度に基本構想策定、平成 24 年度末までに基本計画策定、25 年度末までに基本設計、となっている。
	鎌倉市都市マスタープラン	①部門別方針／産業環境整備の方針 (仮称) 鎌倉漁港の整備の検討：材木座海岸や由比ヶ浜海岸における漁業振興や湘南港 (江ノ島) に頼らない救援物資基地の確保等、防災上の観点から、(仮称) 鎌倉漁港の整備について検討。 ②地域別方針／鎌倉南地域 検討課題：(仮称) 鎌倉漁港建設の多角的な検討。
	漁港計画	基本計画策定及び基本設計によって具体的な漁港計画 (規模・機能、形状、事業費など) となる。
⑤制約条件は何か？ (上位計画や予算の制約などから変更ができないことがあるのか)	漁港計画	①公有水面埋立法：海面の埋立が生じる場合、県知事からの埋立免許が必要となる。 ②漁港漁場整備法：同法の規定に基づく漁港の指定 (指定権者は市長) なお、指定に際しては海岸管理者 (県) との協議が必要となる。
	予算について	①建設費は、国・県の交付金 (補助金) 及び市費。 その負担割合は 国 1/2 県 1/4 市 1/4
⑥計画は、最終的にいつ、誰によって、どのように決定されるのか？ (意思決定の透明性は確保されているのか?)	建設計画の進め方	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 構想づくり </div> 基本構想 (基本方針、将来目標、施設概要など) ↓ 基本計画 (基礎調査や概略設計などを行い、構想をより具体的に示したもの) ↓ 基本設計 (施設ごとの構造や施工方法を検討したもの) ↓ 事業採択 (市が国・県に計画を提出し、事業の採択を受ける) ↓ 事業化 (国・県の交付金等を活用し、事業実施する)
	計画決定	①基本計画は最終的には、市が決定する。 ②事業にかかる予算は、市が議会の議決を経た上で、執行する。
	いつまでに	現行の第 3 次総合計画 第 2 期基本計画 中期実施計画 (平成 21 年度から 25 年度まで) の事業工程では、平成 24 年度末までに基本計画策定となっている。

【住民参加による話し合いの場〈ワークショップ〉での論点を探る】	要点(キーワード)	概 要
⑦鎌倉市が住民参加による話し合いの場として〈ワークショップ〉を取り入れたいと思った理由は何か？ (事業者としての動機や理由はどこにあるか)	これまでの手法 (市民説明)	①第1次及び第2次鎌倉漁港対策協議会は市ホームページに報告書を掲載した。 ②第3次鎌倉漁港対策協議会は市ホームページに会議録、配布資料、答申を掲載した。 ③個別の要請による説明会を開催した。(2回)
	ワークショップ (市民参加) なぜ、今なのか	①行政計画の策定(決定)に当たっては、地元住民の意向反映や合意が前提となる。 ②基本構想、基本計画、事業採択と事業を進めていくが、その基となる基本構想策定の過程で、市民の意見の集約・整理を市民相互で行うことで、その後の事業が円滑に進むことを期待している。
⑧事業について、WS参加者はどれだけの情報や知識を持っているか？ (偏った情報や思い込みはないか、適切な判断ができる状態にあるか)	これまでの陳情	p 1 参照
	鎌倉漁港対策協議会での議論	①第1次鎌倉漁港対策協議会(昭和63年9月～平成4年8月 18回開催) ・漁港の性格→漁業者専用の漁港ではなく、市民にも開放される多角的な性格の漁港とすべきである。 ・漁港の規模→将来を見込んだ船溜りと漁港関連施設を設置する場所と面積を確保する ・漁港の位置→候補地A、B、C ②第2次鎌倉漁港対策協議会(平成6年2月～平成10年3月 16回開催) ・漁港の性格→市民に開かれた港、環境負荷の少ない港、新しい海辺景観を創りだす港の視点 ・漁港の規模→漁船の大型化を想定した概略的な規模を提示 ・漁港の位置→B案～C案の間に、必要最小限の機能を持った漁港施設の建設が必要 ③第3次鎌倉漁港対策協議会(平成21年3月～平成23年3月 9回開催) ・漁港の位置→坂ノ下から稲村ガ崎に向かう海岸のほぼ中央部のⅡ案が最も適している ・漁港の機能・規模→「漁業者からの要望案」として示された施設から「多目的広場・緑地」を除外したものを基本的な最小規模とし、陸上施設の増加に伴う若干の面積の増加は許容する。漁港を必要最小限の規模とするため、陸上施設に市民利用の「多目的広場」等は設けず、漁港施設の一部を催し等に活用することとする。 ・市民利用→市は市民に受け入れられる「みなと」として、利用価値を高めるよう積極的に努めることとする ※第1回ワークショップ資料ー1 p5,p6参照

【住民参加による話し合いの場〈ワークショップ〉での論点を探る】	要点(キーワード)	概 要
	市議会での審議	<p>①平成 18 年 9 月市議会 「一般質問」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問: 鎌倉地域の漁港建設については、第 2 次鎌倉漁港対策協議会后、具体的な進展はないが、どうなっているのか。 ・答弁: 第 2 次鎌倉漁港対策協議会から時間が経過していることから、改めて鎌倉漁港対策協議会を設置し、検討を行いたい。(石渡市長) <p>② 平成 21 年 2 月市議会 「陳情」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)鎌倉漁港の建設に向けた諸手続きの促進についての陳情」 鎌倉漁業協同組合 (継続審査) <p>③平成 22 年 2 月鎌倉市議会 「修正予算」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度予算に「鎌倉地域の漁港建設」に係る予算として協議会開催経費(84 千円)を計上した。これに対して市議会からこれまでの経緯を踏まえ、基本構想策定に係る委託費(8,000 千円)を追加する修正予算案が提出され、可決された。
⑨WS 参加者の事業への関心や興味はどこにあるか、共有できているか？ (話し合いのテーマが確認・共有されているのか)		
⑩WS 参加者間の相反する意見や価値観を解決する糸口はどこにあるか？ (意見や価値観の相違の原因は、利害関係か、利用関係か。現状維持による問題はないか)		
⑪WS 参加者による話し合い〈ワークショップ〉で、何を目標にするか？(可能性と限界は何か？どうしたら有意義な成果が出せるか)		

【疑問・提言に関して】	要点(キーワード)	概 要
<p>⑫参加者に偏りがいないか、名簿を公開すべきではないか？ (市の情報公開についてはどうか？)</p>	公募のやり方	<p>①広報かまくら平成 23 年 7 月 15 日号 及び市ホームページにて募集(募集期間は 8 月 1 日まで) ・広報掲載文 市では、水産業の振興を図るため、鎌倉地域の漁港建設について検討を行っています。今年度は、鎌倉漁港対策協議会から提出された鎌倉地域の漁港建設 についての答申などを基に、参加者が積極的に話し合い、問題解決を図るワークショップを実施し、市民意見の集約を行っていきます。このワークショップに参加していただける市民メンバーを 20 人程度募集します(抽選)。会議は原則平日の夜間または土・日曜日の昼間行います。報酬 はありません。 応募資格:市内の 20 歳以上の人か事業者(法人・個人) へ</p>
	開催周知の期間	平成 23 年 7 月 15 日から 8 月 1 日まで (18 日間)
	推薦参加の対象者	参加依頼した団体:地元漁業者(1 団体、5 名)、地元町内会(5 団体)、近隣集合住宅(3 団体、1 団体は現在不参加)、近隣事業者(3 団体)、海レク団体(4 団体) 合計 15 団体、19 名
	市長、部長は参加しないのか	本ワークショップは、市民の皆さんの協議が主体であると考えている。ワークショップでの市の役割は、協議に必要な資料提供や説明を行うことであり、そのため担当課が出席し対応を行っている。
<p>⑬環境保全、アセスメントをいつ実施するのか？</p>	既往の環境調査	<p>①昭和 57 年度 鎌倉漁港(仮称)建設に係る鎌倉海岸の海浜変形調査 ②平成 21 年度 鎌倉地域漁港建設自然環境調査(海域生物・水質・底質)2季</p>
	事業開始前に行う調査	<p>①地理的条件、自然条件に関する基本的な調査を行う。 ②施設の利用の見込み等に関する基本的な調査を行う。 ③自然環境、生活環境等の周辺環境及びそれに与える影響に関する基本的な調査を行う。 上記の調査は、基本計画策定前に実施する。</p>
	環境アセスメントの実施	<p>①神奈川県環境アセスメント条例:公有水面の埋め立てが一定規模以上(15ヘクタール)の場合に実施する。 ②公有水面埋立法:公有水面埋立申請に際し、「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」として添付する。</p>
	生活環境(悪臭・交通)、景観への影響	基本計画策定前に実施する。
<p>⑭防災対策を優先すべきではないのか？ (他事業を含めた優先度をここで議論できない理由)</p>	市の防災計画	
	予算について	
	議論する場はどこか	

